

議会運営委員会記録

1. 期日 平成 28 年 8 月 23 日(火) 開会 13 時 30 分
閉会 14 時 30 分
2. 場所 第 1 委員会室
3. 議題
①平成 28 年第 3 回二宮町議会定例会の運営について
②二宮町議会における情報通信機器の使用基準の変更について
③その他
4. 出席者 二見委員長、渡辺副委員長、桑原委員、二宮委員、杉崎委員、小笠原委員
添田議長、安藤事務局長、椎野庶務課長、堀込主事
- 執行者側 ①政策総務部長、総務課長、庶務人事班長
- 傍聴議員 7 名
- 一般傍聴者 0 名

5. 経過

議長あいさつ

①平成 28 年第 3 回二宮町議会定例会の運営について

委員長 これより議題に入る。平成 28 年第 3 回二宮町議会定例会の運営についてを議題とする。執行者側より説明をお願いします。

総務課長 平成 28 年第 3 回二宮町議会定例会上程議案について説明をする。配付されている資料の次第より 2 枚目、平成 28 年第 3 回二宮町議会定例会上程議案説明資料をお願いします。

資料に基づき説明(平成 28 年第 3 回二宮町議会定例会上程議案説明資料)

議案等の発送については、8 月 26 日金曜日となる。説明は以上である。

委員長 これより質疑に入る。

(挙手なし)

なければ事務局より議事及び会期日程(案)について説明をお願いします。

局長

それでは平成 28 年第 3 回二宮町議会定例会議事及び会期日程(案)について説明をする。

資料に基づき説明(平成 28 年第 3 回二宮町議会定例会議事及び会期日程(案))

委員長

ただ今局長より説明があったが、その中で協議を要する事項について、委員の皆さまで協議をしていただきたい。

1 番、陳情の常任委員会への付託および執行者への出席要請についてである。

1 つ目、原発事故避難者に対する住宅無償提供継続の意見書提出を求める陳情についてどうするか。総務建設経済常任委員会へ付託でよいか。

(異議なしとの声あり)

では、総務建設経済常任委員会へ付託とする。また、出席は担当部長以下でよいか。

(異議なしとの声あり)

ではそのようにしたい。趣旨説明はある。

次に、日米地位協定の抜本的改定を求める陳情について、どうするか。総務建設経済常任委員会へ付託でよいか。

(異議なしとの声あり)

では、総務建設経済常任委員会へ付託とする。また、出席は担当部長以下でよいか。

杉崎

普通の陳情と違い、日米地位協定ということで職員は参考質疑に答えられないと思う。私はこの陳情について、執行者は出席の必要はないと思う。

委員長

杉崎委員の意見で良いか。

(異議なしとの声あり)

それでは執行者の出席要請はしない。趣旨説明はある。

次に 2 番、決算総括質疑の通告締切日について、9 月 5 日、月曜日、総括質疑の 7 日前の正午までとすることよろしいか。

(異議なしとの声あり)

では、決算総括質疑の通告締切日は、9 月 5 日、月曜日とする。

3番、休会日とすることの確認について、9月6日火曜日、調整日のため、9月8日木曜日、事項別明細説明送信、9月9日金曜日、総括質疑前、9月13日火曜日、一般質問前、9月23日金曜日、委員長報告調整のため、以上を休会日とする予定であるが、これについてはどうか。

(異議なしとの声あり)

それでは休会日は今話した日程としたい。協議事項は以上である。会期日程や、その他事項については局長の説明のとおりでよいか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認める。他に何かあるか。

(挙手なし)

ないようであれば、次の案件に入る。執行者側の退席をお願いします。

②二宮町議会における情報通信機器の使用基準の変更について

委員長 事務局より説明をお願いします。

局長 先日、使用基準を決定したが、執行者との協議の関係で一部文章がそぐわない点があったので、ここで改正としたい。新旧対照表をお願いします。

資料に基づき説明(二宮町議会における情報通信機器の使用基準の新旧対照表)

委員長 何か質問はあるか。

渡辺 第3条であるが、「操作音などを発しない」と「操作音などを発しない設定とする」とは随分違って、操作をする以上、操作音は出てしまうものなのではないかと思っている。その点は、運営に支障をきたさない常識的な範囲で使用すると。「発しない」と規定してしまうと、使用できない恐れがある。その点はどうか。

局長 あくまで支障をきたさない程度ということであるので、その原則は変わっていない。操作音はキーボードの入力の仕方であり、その設定はできないであろうということ。

議長 同じ質問をしようと思った。「発しないこと」にすると使用

議長 議長は、町職員をここの適用に入れることを前提として、賛成しているわけで、議会が町職員を入れないという前提でこの基準を作成しているのであれば、今みたいな条項を入れるべきであるが、議会としては町職員を入れるべきと考えている。あえて例外規定を議会側が入れる必要はないと思う。

小笠原 我々としては世間並のICT化に努めたいと考えているわけであり、ここでこの文言をどうするかということを決めるわけで、議会の立場で決める権利があるわけなので、議長の言うやり方でいいのかなと思う。

議長 この議会または町の仕事の効率化において、パソコンの利用ということが必須条件だと思う。たとえば、議会全員協議会を行っていて、今、第3条を変更について議論したが、事務局はその内容をメモしている。しかし、パソコンを持ち込めば同時進行で議事録作成ができるわけで、使用する、しないは別にしても、事務局職員が町職員であるという前提の下では、町職員は入れないわけにいかないと議会としては思う所である。

小笠原 議長の言うように、例えば教育委員会議もパソコンを持ち込み、職員が議事録を作成している。そういう中で、職員を外すということは違っている。

議長 ただここで、町側が入れてほしくないということであり、強制するわけにもいかないの、ここでは削除ということかどうか。

杉崎 それでは進まないの、とりあえずは事務局職員だけでも入れたいということであるから、百歩譲ってこの適用範囲で「議長が認める場合、その限りではない」などと入れておいて、執行者側が持ち込むとなった時に、そこを削除して町職員を入れればいいのか。持ち込んだほうが優位である。

委員長 杉崎委員の意見のとおり「議長が認める場合、その限りではない」などと入れて「及び町職員」は削除したいが、それでよいか。

(異議なしとの声あり)

ではそのようにしたい。

局長 今回の件であるが、本会議、委員会でパソコン等を持ち込まれるかたで、延長コードが必要になるかたは、できれば事前に事務局へ申し出てほしい。本会議場では議席付近までつなげるような作業が必要になる。

委員長 暫時休憩とする。

暫時休憩 14時25分～14時30分

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。第3条第3項「SNS(ソーシャルネットワークサービス)及び掲示板などへの投稿並びにメール送信などで審議・審査の会議中に情報を外部に発信すること」と変更する。

③その他

委員長 他に何かあるか。

(挙手なし)

なければ、これにて議会運営委員会を閉会する。ご苦労様でした。

閉会 14時30分